調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令

調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習を行う者の指定） **第四条**　規則第十八条の規定による調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習を行う者として、次の者を指定する。	（調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習を行う者の指定） **第四条**　規則第十八条の規定による調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習を行う者として、次の者を指定する。

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
（略）	（略）	（略）
公益社団法人日本調理師会	神奈川県横浜市磯子区西町十四番三号	昭和五十七年十一月十八日
（略）	（略）	（略）

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
（略）	（略）	（略）
公益社団法人日本調理師会	東京都台東区蔵前二丁目四番五号岩金ビル五階	昭和五十七年十一月十八日
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。